

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

令和4年3月29日に公布された「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例」（令和4年神奈川県条例第29号）により、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」（昭和48年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。）で定義されている語句が同年10月1日に改正されることから、これに伴い「公衆浴場法施行細則」（昭和48年神奈川県規則第72号。以下「細則」という。）に規定されている語句を改正する。

また、細則第7条に規定する水質基準については、厚生労働省が発出した「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1,811号厚生省生活衛生局長通知）の別添1「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を参考として規定されているが、令和元年度に当該指針の一部が改正されたため、細則第7条に規定する水質基準を見直す必要が生じたことから、所要の改正を行う。

その他所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 条例の規定を引用している語句について、「上り用湯」を「上がり用湯」に改める等、改正後の条例に規定された語句と同一の語句に改める。（第1条、第3条及び第7条関係）
- (2) 第7条第1項に規定する水質基準の事項において、「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素の量）」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改めるとともに、当該事項の基準及び検査の方法を改める。（第7条第1項関係）
- (3) 第7条第2項に規定する水質基準の事項において、「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有機物（全有機炭素の量）」に改めるとともに、当該事項の基準及び検査の方法を改める。（第7条第2項関係）
- (4) 浴槽水等について、温泉水又は井戸水を使用する場合に、水質基準の全部又は一部を適用しないことを認める者を知事から保健福祉事務所に改める。（第7条関係）
- (5) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和4年10月1日

ただし、上記2（2）及び（3）は令和5年1月1日